平成１６年（排）第１７号

排　除　命　令　書

長野市大豆島５８８８番地
株式会社タカチホ
同代表者　代表取締役　久保田　知幸

札幌市白石区平和通二丁目南６番２１号
株式会社札幌グルメフーズ
同代表者　代表取締役　長屋　俊明

公正取引委員会は，上記の者らに対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社タカチホ及び株式会社札幌グルメフーズは，株式会社タカチホの取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「さくらんぼグミ」と称する商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，遅くとも平成１５年２月ころから平成１６年５月ころまでの間に行った，当該商品の原材料の果汁としてりんご果汁のみを用いているにもかかわらず，あたかも，さくらんぼ果汁を１００パーセント用いているかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社タカチホ及び株式会社札幌グルメフーズは，今後，「さくらんぼグミ」と称する商品又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社タカチホ及び株式会社札幌グルメフーズは，今後，「さくらんぼグミ」と称する商品又はこれと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社タカチホ及び株式会社札幌グルメフーズは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて行った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社タカチホは，肩書地に本店を置き，菓子類等の卸売業等を営む事業者であり，株式会社札幌グルメフーズ（以下「札幌グルメフーズ」という。）は，肩書地に本店を置き，菓子類等の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) 株式会社タカチホは，札幌グルメフーズと共同して山形県内で販売する観光土産品として山形県特産のさくらんぼの果汁を用いることとした「さくらんぼグミ」と称する商品（以下「さくらんぼグミ」という。）の仕様及び包装箱の表示内容を決定し，札幌グルメフーズにさくらんぼグミの製造を委託してこれを購入し，山形県に所在する観光土産品店又はホテル若しくは旅館の売店等を通じて一般消費者に販売していた。

(2) 株式会社タカチホは，さくらんぼグミの販売に当たり，さくらんぼグミの包装箱に販売者として山形県に所在する子会社であるタカチホ株式会社の社名及び所在地を記載していた。子会社であるタカチホ株式会社は，役員のすべてを親会社である株式会社タカチホの役員が兼任し，従業員を有していない事業者であり，さくらんぼグミの実際の販売は行っておらず，商品販売による売上の計上はなかった。

3　株式会社タカチホ及び札幌グルメフーズは，共同して，遅くとも平成１５年２月ころから平成１６年５月ころまでの間，さくらんぼグミの包装箱（別添写し１及び２）の表面，裏面，天面，地面及び左側面に「山形特産　さくらんぼ　果汁１００％グミ」と記載するとともに，表面及び裏面には「サトウニシキ果汁使用」と記載した上でさくらんぼの写真を掲載することにより，あたかも，さくらんぼグミの原材料の果汁としてさくらんぼ果汁を１００パーセント用いているかのよ

うに表示していたが，実際にはりんご果汁のみを用いており，さくらんぼ果汁を全く用いていないものであった。

なお，株式会社タカチホ及び札幌グルメフーズは，遅くとも平成１５年２月ころから平成１６年１月ころまでの間，さくらんぼグミの包装箱（別添写し１）の右側面に加工食品品質表示基準に基づく一括表示事項として記載する原材料名として「濃縮りんご果汁」と記載していたが，当該表示は，前記「山形特産　さくらんぼ　果汁１００％グミ」の表示と同一視野に入る箇所にされたものではなく，かつ，同表示と比して小さな文字によるものであって，見やすく記載されたものではなかった。

４　株式会社タカチホは，平成１６年５月１４日以降さくらんぼグミの販売を終了するとともに，流通している当該商品を同月２７日までに回収している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，株式会社タカチホ及び札幌グルメフーズは，さくらんぼグミの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第２条の規定により，同法附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとされる改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について適用することとされる景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１６年１０月４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　小　　林　　　　惇

委員　柴田愛子

委員　三谷紘

委員　山田昭雄

遅くとも平成１５年２月ころから平成１６年１月ころまで使用されていた包装箱

天　面



表　面

右側面



裏　面

左側面

地　面

別添写し２

平成１６年２月ころから同年５月ころまで使用されていた包装箱

天　面 ⟶



⟵ 表　面

裏　面 ⟶



⟵ 地　面

左側面 ⟶